

事前に建築課に申請が必要です

一緒に住んでいなかった人が一緒に住むようになる場合は市民課に住民票の届出をする前に建築課に届出が必要です。

たとえば…



結婚する
一人暮らしをしていた子どもが帰ってくる

↓
「同居承認申請書」が必要です。
承認の際には入居審査のときと同様の審査を行います。必要な書類についてはお問い合わせください。



同居できる人は…
単身で生活している親族
入居者に扶養されている親族
承認の条件は…
家賃の滞納が無い
法令違反をしていないこと
など

市民課で住民票の届出の際には、建築課が発行する「市営住宅同居承認通知書」が必要です。

また、お子さんが生まれた、市営住宅を出た人がいるといった場合も、「同居者異動届」による届出が必要です。

家賃は収入により決まります

市営住宅の家賃は、毎年、入居者のみなさんから申告していただく収入により計算することになっています。今年も夏に収入申告書を提出していただきました。今年確定した収入は、平成22年（平成22年1月から12月まで）の収入です。その収入により、来年度（平成24年4月から平成25年3月）の家賃が決まります。（税金とは少し違いますね！）つまり、今現在の収入額により、今年の家賃が算定されているわけではありません。（新規入居の方は違います。）

ですから、今現在収入が少なくなっていていても、平成22年の収入が多いと来年度の家賃は相応に高くなります。逆に今現在収入が増えて多くなっている、平成22年の収入が少なければ来年度の家賃は相応に安くなります。

定年などで退職が決まっている方は、収入のある間に備えておきましょう。

